

国際障害者年に関する声明

(昭和56年10月22日)
第83回総会

1981年は、国際連合の決議による国際障害者年であり、10か年にわたる国際障害者年「行動計画」発足の年である。

国連は、障害者が市民の一員として独立に生活を営むことによつて、社会生活に全面的に参加し、社会発展に貢献する権利をもつているという立場から、そのテーマを「完全参加と平等(Full Participation and Equality)」とし、この課題実現のために、前記「行動計画」を提示している。それには障害発生の原因・背景の科学的解明、既に開発された科学・技術の諸成果の適切な活用・普及の必要性、「世界平和のための諸国民間の継続的で力強い協力の必要性」、さらにこれらを含めて、発展途上国への援助と国際的協力の重要性が訴えられている。

日本学術会議は発足以来、人間性の尊厳と平和に立脚した科学・技術の振興という基本的立場を堅持してきた。この立場から、障害者の福祉・教育にもかかわつて、「社会福祉の研究・教育体制等に関する勧告」(第65回総会)、「リハビリテーションに関する教育・研究体制等について(勧告)」(第72回総会)を勧告し、障害者問題に深い関心を払つてきた。

国際障害者年設定の趣旨が、このような本会議の立場と一致するものであることは明らかである。しかも、国連の「行動計画」にも指摘されているように、障害者問題はそれぞれの社会のあり方じたいの問題であるとともに人類的な課題である。

本会議は、国際障害者年を契機に、障害者および関係者がその趣旨にそし運動を強めることを期待するとともに、政府・地方公共団体が、その意義を厳粛にうけとめ、国連「行動計画」を尊重し、上記二つの勧告の実現を含む「国内長期行動計画」を策定し、障害者問題の根本的・全面的な解決に大きくふみ出すことを期待する。

さらに本会議は、あらゆる分野の研究者が障害者問題への関心を高め、それぞれの分野で問題の解決に寄与する可能性を探られるよう期待する。また障害の予知・予防、軽減・克服、障害者の福祉・医療・教育・労働等にかかわる科学・技術の総合的な発展を、世界の科学者と提携して、いつそう強力に推進されるよう訴えるものである。

説明

1976年、国連第31回総会は「1981年を国際障害者年とする」という決議を全会一致で採択した。国際障害者年<International Year of Disabled Persons>の基本的な趣旨は、国連憲章に示された人権、基本的自由、平和の諸原則、人間の尊厳および価値、社会的正義の促進に関する信念を再確認し、「精神遅滞者権利宣言」(1971年、国連総会決議)、「障害者権利宣言」(1975年、同上)等にもられた障害者の権利保障の実現をめざして、世界各国がそれぞれの活動と相互の連携・協力を強化するところにある。

今日、障害者は、世界で約4億5千万人、日本で約350万人(注1)に及ぶと推定されている。これら障害者をめぐる状況は、若干見直されつつあるとはいえ、依然としてきびしい。

障害者とその家族がかかえている多くの困難を根本的に、全面的に解決するために、各国がそれぞれ、少くとも10年間の計画を立て、たがいに連携して国内・国際の共同行動を持続的、組織的にすすめていく出発の年に1981年をしよう、というのが国連の企図である。障害者(と、その家族)が、社会的諸条件の改善によって社会生活、社会発展に「完全」に「参加」し、同年齢の他の市民と「平等」に諸権利を保障されるべきことをめざして、国際障害者年のテーマが設定されている。また、その名称が当初の<I. Y. for D. P.>から<I. Y. of D. P.>に改められたのも上記の趣旨からである。

国連の「行動計画」は数多くの重要な問題提起をしている。声明でも一言したが、「ある社会がその構成員のいくらかの人々を

閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである」という指摘がある。研究者およびそれが構成する学界も、ここでいう「社会」の外にはない。「行動計画」は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」である日本学術会議にもそれへの対応をよびかけている、というべきであろう。

改めて指摘するまでもなく、本会議は第1回総会で「人類の平和のためあまねく世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」決意を表明し、第9期の発足にあたつて「人間性の尊厳に立脚した清新な科学政策樹立のために全力をつくす」ことを申し合せた。声明であげた二つの勧告はこのような立場からのものである。

本声明は、①国民全体に国際障害者年に対する関心を喚起し、②政府、自治体に上記二つの勧告の実現を含む「長期行動計画」の早急な策定、実施を要請し、③ひろく研究者に障害者問題への注目を求めるなどをつうじ、本会議の各委員会が、国際障害者年の趣旨にそう方向で審議をすすめる決意を間接的に表明しようとするものである。^(注2)

(注1) 世界の数字は国連推計。日本の数字は、厚生省「身体障害者実態調査（1980年）」における197万7千人（18才以上の身体障害者の推計）をもとにした研究者たちの推計。

(注2) 国際障害者年関係の引用は、声明本文のものも含め、障害者の生活と権利を守る連絡協議会編『国際障害者年をみのりあるものに』（第3版、1981年）所収訳文による。